



# 三重県公報

令和2年7月27日 (月)

第 126 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
480	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	2
481	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	2
482	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防 災 砂 防 課)	3
483	特定計量器の定期検査の実施	(計 量 検 定 所)	3
484	教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(教 育 委 員 会)	3
<b>公 告</b>			
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	4

**告 示**

**三重県告示第 480 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市菰野大安線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町大字大強原字牛池 3836 番 1 地先から 三重郡菰野町大字大強原字牛池 3832 番 1 地先まで	旧	14.6～22.8	7.9
	新	27.1～27.4	7.9

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 館町通線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊勢市楠部町字野津乙 582 番 2 地先から 伊勢市楠部町字東郷乙 1664 番地先まで	旧	3.4～4.0	47.9
	新	4.0～5.4	47.9

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御浜紀和線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡御浜町大字西原字沖ノ輪 104 番 1 地先から 南牟婁郡御浜町大字西原字沖ノ輪 103 番 1 地先まで	旧	19.3～22.0	15.6
	新	19.3～24.7	15.6

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御浜紀和線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡御浜町大字西原字沖ノ輪 61 番 1 地先から 南牟婁郡御浜町大字西原字沖ノ輪 60 番 1 地先まで	旧	11.1～21.5	8.7
	新	11.1～21.5	8.7

**三重県告示第 481 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 365 号	いなべ市大安町高柳 2101 番地先から いなべ市大安町大井田 2067 番 2 地先まで	令和 2 年 7 月 27 日
県道 四日市菰野大安線	三重郡菰野町大字大強原字辻之内 3905 番地先から 三重郡菰野町大字大強原字牛池 3812 番地先まで	令和 2 年 7 月 31 日

県道 鳥羽松阪線	松阪市大津町字下九手 1607 番 4 地先から 松阪市大津町字浦州里 1536 番 1 地先まで	令和 2 年 8 月 3 日
県道 鳥羽磯部線	鳥羽市畔蛸町字大坂 127 番 153 地先から 鳥羽市畔蛸町字大坂 127 番 125 地先まで	令和 2 年 8 月 11 日
県道 阿児磯部鳥羽線	志摩市阿児町国府字大谷 1397 番地先内	令和 2 年 8 月 6 日
県道 阿児磯部鳥羽線	志摩市磯部町三ヶ所字西ノ浦 110 番 5 地先内	令和 2 年 8 月 6 日
県道 阿児磯部鳥羽線	志摩市磯部町三ヶ所字佐田 611 番 2 地先から 志摩市磯部町三ヶ所字佐田 615 番 3 地先まで	令和 2 年 8 月 6 日

**三重県告示第 482 号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県尾鷲建設事務所及び尾鷲市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
九鬼(2)地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）
- 2 区域の所在地  
尾鷲市九鬼町
- 3 区域の土地の表示  
尾鷲市九鬼町字御堂ノ上 316 番 1 の一部の土地並びに字川上 336 番の一部及び 337 番の一部の土地

**三重県告示第 483 号**

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、北牟婁郡紀北町において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

令和 2 年 7 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
令和 2 年 9 月 2 日（水）	午前 10 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	紀北町古里自然休養村管理センター
令和 2 年 9 月 3 日（木）	午前 10 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	紀北町若者センター
令和 2 年 9 月 3 日（木）	午後 1 時から 午後 3 時まで	紀北町立東長島公民館
令和 2 年 9 月 4 日（金）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	紀北町長島多目的会館
令和 2 年 9 月 7 日（月）	午前 10 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	紀北町島勝漁村センター
令和 2 年 9 月 7 日（月）	午後 1 時から 午後 3 時まで	三重外湾漁業協同組合長島事業所（引本）
令和 2 年 9 月 8 日（火）	午前 10 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	紀北町船津集会所
令和 2 年 9 月 8 日（火）	午後 1 時から 午後 3 時まで	紀北教育会館
令和 2 年 9 月 9 日（水）	午前 10 時 30 分から	電気式はかり所在場所
令和 2 年 9 月 10 日（木）	午前 10 時 30 分から	電気式はかり所在場所
令和 2 年 9 月 11 日（金）	午前 10 時 30 分から	電気式はかり所在場所

**三重県告示第 484 号**

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和2年7月27日

三重県知事 鈴木英敬

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3号の項（E）の欄を次のように改める。

三重県中学校 校体育連盟 三重県高等 学校体育連 盟 東海中学校 体育連盟 東海高等学 校体育連盟 東海地区盲 学校体育連 盟 東海地区聾 学校体育連 盟 全国中学校 体育大会三 重大会実行 委員会 三重県高等 学校野球連 盟
--

別表第1の表中第21号の項を第22号の項とし、第14号の項から第20号の項までを1項ずつ繰り下げ、第13号の項の次に次のように加える。

14	令和2年度不登校対策推進事業補助金	市町、教育支援センター運営委員会等が設置する教育支援センターで行われる学習支援等の活動が、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を講じたうえで円滑かつ効果的に行われるよう支援し、教育の機会均等に寄与する。	教育支援センターにおける学習支援等の活動に当たり、次の事業を行うに要する経費 (1) 新型コロナウイルス感染症予防対策に必要となる経費 (2) 学習支援に必要となる備品購入等に係る経費	教育長が別に定める。	市町
----	-------------------	--	--	------------	----

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和2年7月27日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類  
公共測量（一級水準測量）
- 2 作業期間  
令和2年7月14日から令和3年3月12日まで
- 3 作業地域  
四日市市、桑名市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---